

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号
都市高速道路3号線延伸事業

環境影響評価方法書

平成 28 年 8 月

福 岡 市

目 次

第1章 都市計画対象道路事業の名称.....	1-1
第2章 都市計画決定権者等.....	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容	3-1
3.1 都市計画対象道路事業の目的.....	3-1
3.2 都市計画対象道路事業の内容.....	3-2
3.2.1 都市計画対象道路事業の種類.....	3-2
3.2.2 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域の位置.....	3-2
3.2.3 都市計画対象道路事業の規模.....	3-2
3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数.....	3-2
3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度.....	3-2
3.2.6 その他都市計画対象道路事業の内容に関する事項.....	3-4
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況.....	4.1-1
4.1 自然的状況	4.1-4
4.1.1 気象, 大気質, 騒音, 振動その他の大気に係る環境の状況.....	4.1-4
4.1.2 水象, 水質, 水底の底質その他の水に係る環境の状況.....	4.1-33
4.1.3 土壌及び地盤の状況.....	4.1-44
4.1.4 地形及び地質の状況.....	4.1-46
4.1.5 動植物の生息又は生育, 植生及び生態系の状況.....	4.1-49
4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	4.1-78
4.1.7 一般環境中の放射線物質の状況	4.1-83
4.2 社会的状況.....	4.2-1
4.2.1 人口及び産業の状況.....	4.2-1
4.2.2 土地利用の状況.....	4.2-5
4.2.3 河川, 湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況.....	4.2-9
4.2.4 交通の状況.....	4.2-12
4.2.5 学校, 病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況.....	4.2-18
4.2.6 下水道の整備の状況.....	4.2-27
4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	4.2-28
4.2.8 その他の事項.....	4.2-72
第5章 配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査, 予測及び評価の結果.....	5-1

第6章 配慮書についての国土交通大臣の意見及び都市計画決定権者の見解.....	6-1
第7章 配慮書の案又は配慮書についての関係する行政機関の意見又は一般の意見 及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見 及び都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2 配慮書についての関係する行政機関の意見及び都市計画決定権者の見解.....	7-2
第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査, 予測 及び評価の手法.....	8-1
8.1 専門家等による技術的助言.....	8-1
8.2 選定項目及びその選定理由.....	8-2
8.3 環境影響評価の調査, 予測及び評価の手法の選定.....	8-4
8.3.1 大気質.....	8-4
8.3.2 騒音.....	8-12
8.3.3 超低周波音.....	8-19
8.3.4 振動.....	8-21
8.3.5 水質.....	8-26
8.3.6 地盤（地下水環境）.....	8-29
8.3.7 日照阻害.....	8-34
8.3.8 動物.....	8-35
8.3.9 植物.....	8-39
8.3.10 生態系.....	8-42
8.3.11 景観.....	8-44
8.3.12 人と自然との触れ合いの活動の場.....	8-46
8.3.13 廃棄物等.....	8-48
8.4 評価の手法.....	8-49
8.4.1 環境影響の回避, 低減に係る評価.....	8-49
8.4.2 国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性.....	8-51

「本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 28 情複, 第 151 号）

なお、本書に掲載した地図をさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

第 1 章 都市計画対象道路事業の名称

1.1 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業

第 2 章 都市計画決定権者等

2.1 都市計画決定権者の名称

名 称：福岡市

2.2 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：福岡市

代表者の氏名：福岡市長 高島 宗一郎

住 所：福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

名 称：福岡北九州高速道路公社

代表者の氏名：理事長 山中 義之

住 所：福岡市東区東浜二丁目 7 番 53 号

第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容

3.1 都市計画対象道路事業の目的

福岡空港は、九州・西日本地域の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を果たしており、将来の航空需要に適切に対応するため滑走路増設の計画が進められている。

福岡高速道路については、福岡都市圏における放射環状道路網の枢要を担う自動車専用道路であり、九州縦貫自動車道や西九州自動車道と接続しているが、国内線旅客ターミナルへのアクセスについては、『空港通』ランプを利用して2 km 程度、一般道を走行することに加え、主要渋滞箇所である「空港口」交差点を通過しなければならない。また、福岡市南部地域や太宰府インターチェンジ方面からは、『空港通』ランプを利用できないため、『金の隈』ランプなどを利用して3～5 km 程度、一般道を走行しなければならないなどの課題がある。

このようなことから、当該事業は、国内線旅客ターミナルへのアクセスの改善及び国道3号空港口交差点の混雑緩和に資することを目的とする。



図 3.1-1 福岡高速道路路線図

3.2 都市計画対象道路事業の内容

3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

指定都市高速道路の新設

3.2.2 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域の位置

都市計画対象道路事業が実施されるべき区域（以下「都市計画対象道路事業実施区域」という。）の概略図は図 3.2-1 に示すとおりである。

また、都市計画対象道路事業実施区域の位置は図 3.2-2 及び以下に示すとおりである。

都市計画対象道路事業実施区域	福岡市博多区豊二丁目付近～ 福岡市博多区大字下臼井付近
----------------	--------------------------------

3.2.3 都市計画対象道路事業の規模

延長約 2 km

3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数：4 車線

3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：60km/h

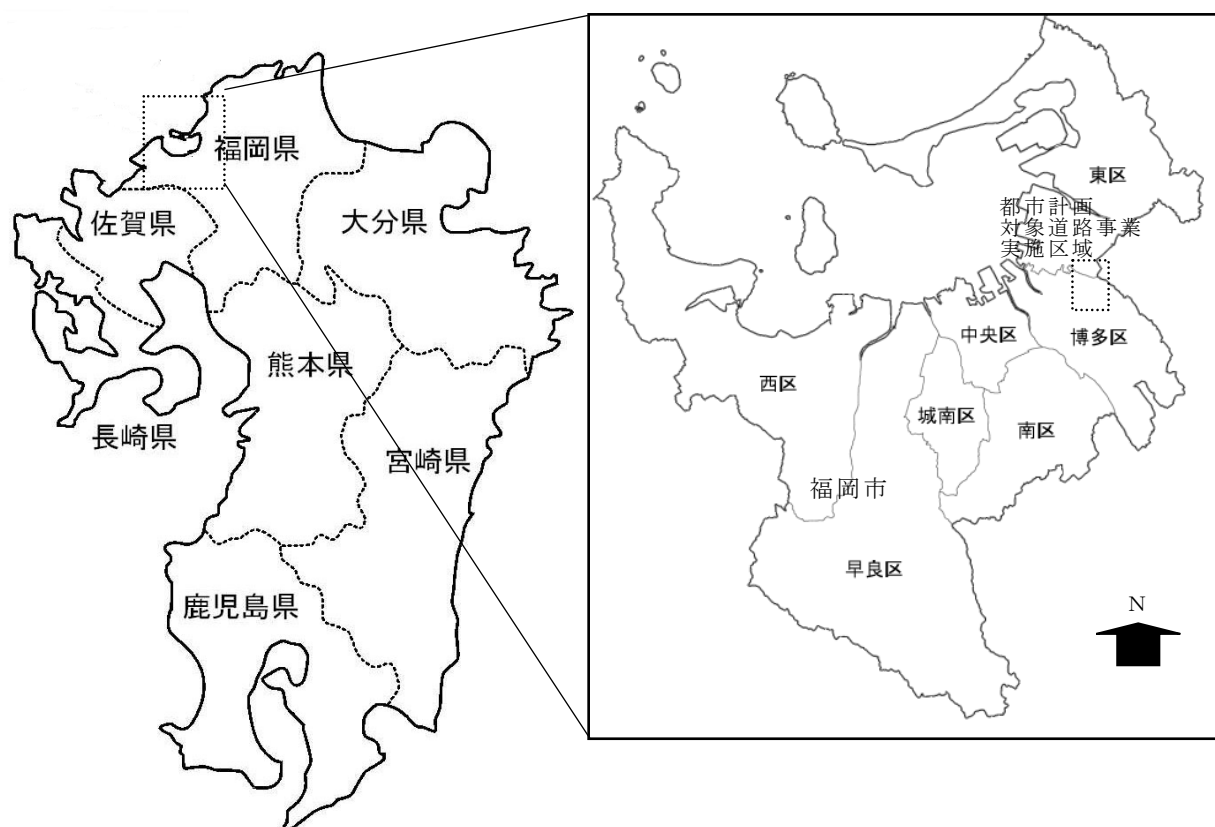
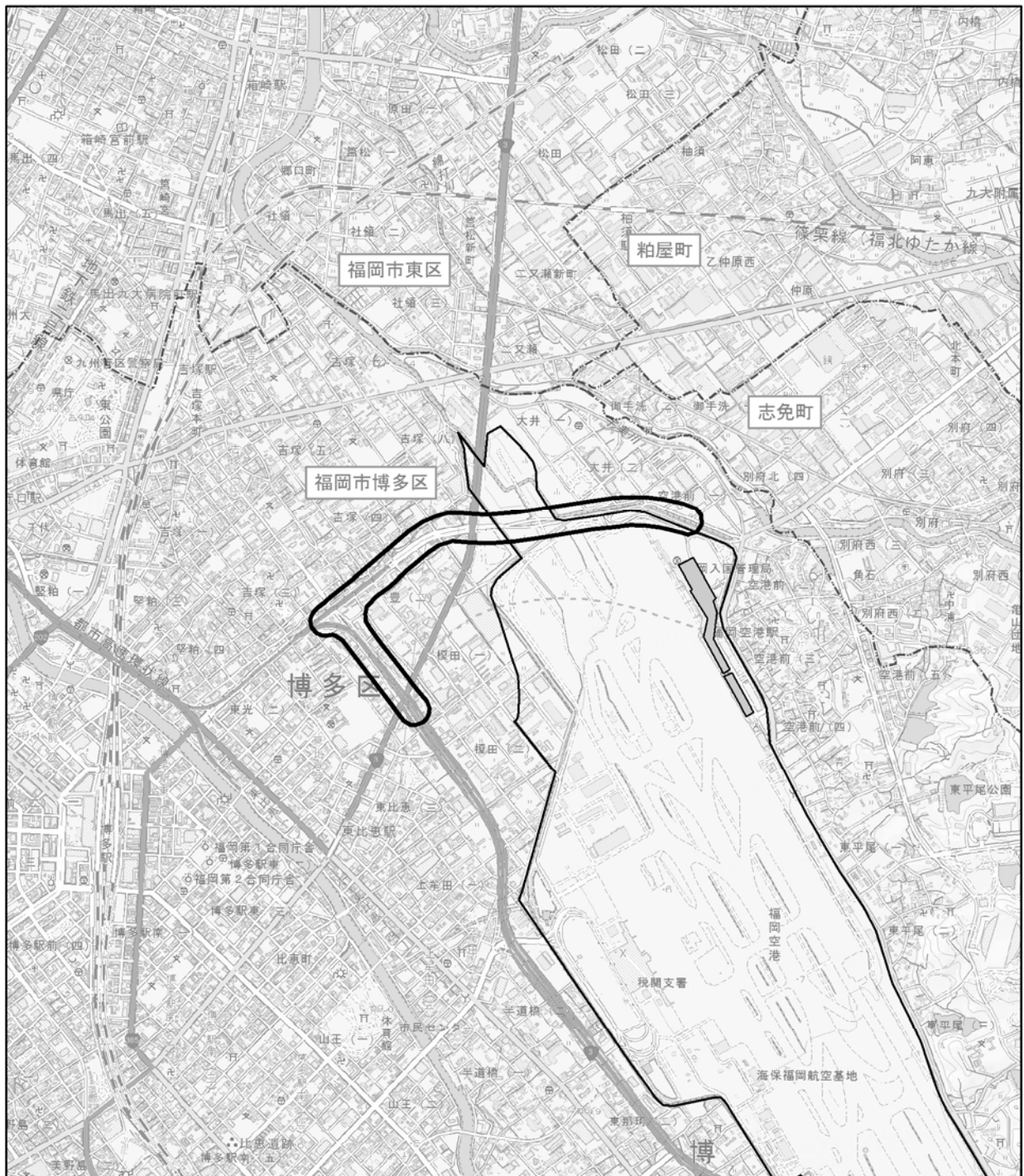


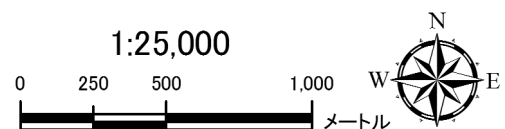
図 3.2-1 都市計画対象道路事業実施区域概略図



凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 国内線旅客ターミナル
- 福岡空港
- 市町村界
- 区界

図 3.2-2 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲



3.2.6 その他都市計画対象道路事業の内容に関する事項

(1) 道路の区分

第2種第2級

※第2種：都市部に存する高速自動車国道及び自動車専用道路

※第2級：第2種の道路で大都市の都心部に存する高速自動車国道以外の道路

(2) 道路構造の種類

都市計画対象道路の道路構造は、高架橋（嵩上式）、トンネル（地下式、掘割式）、高架橋・トンネル以外の地表面の道路（地表式）を想定している。

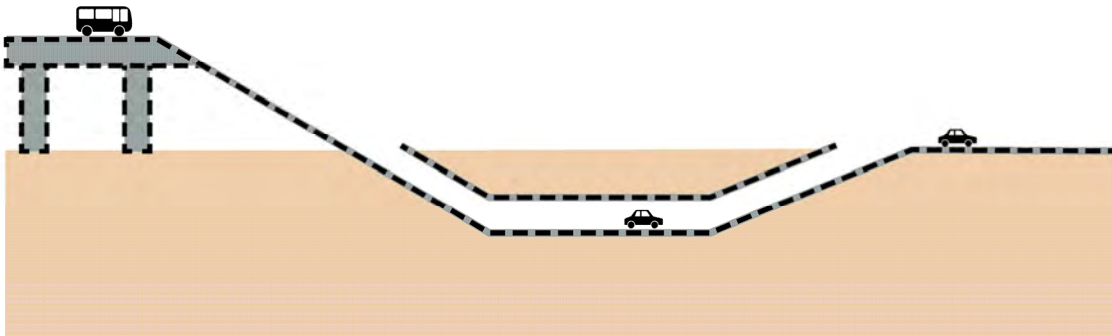


図 3.2-3 都市高速道路3号線延伸のイメージ図

(3) 休憩所の設置

休憩所の設置は計画していない。

(4) 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

①計画段階環境配慮書までの検討の経緯

「福岡市都市交通基本計画」（平成26年5月策定）において、「都市の骨格となる幹線道路ネットワークの形成」を図るための施策として、福岡空港方面への都市高速道路の延伸、自動車専用道路におけるランプやジャンクションの設置・改良を検討課題として位置付けている。

当該道路は、福岡市及び福岡県等が設立した福岡北九州高速道路公社により整備・管理されている福岡高速道路との接続を前提としており、平成27年3月に福岡市、福岡県及び福岡北九州高速道路公社の三者において、福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス改善と国道3号空港口交差点の混雑緩和を図る取り組みとして当該道路の整備について、滑走路増設に合せ早期に取り組むことで合意が図られた。

また、当該道路については、指定都市高速道路の新設を前提としていることから、福岡市において、都市高速道路による国内線旅客ター

ミナルへのアクセス改善及び国道３号の混雑緩和等を図るため、自動車専用道路の計画検討に着手したものである。

本計画については、環境影響評価法に基づき、事業の実施が想定される区域を複数選定し（複数案）、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行う必要があるとともに、市民等の理解を得られるよう適切なプロセスで合理的な計画内容にしていくことが求められる。

このため、市民、関係者等の意見を伺いながら、環境面も含め、社会面、経済面等の様々な観点から総合的に計画検討を進める際の基本的な考え方や留意事項がとりまとめられた「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」（平成 25 年 7 月国土交通省）を参考として、道路の概ねの位置や規模などについて、学識経験者からなる第三者委員会や市民等の意見を伺いながら計画の熟度を高め、概略計画を決定することとした。

検討の流れ及び意見聴取の状況は、図 3.2-4 に示すとおりである。

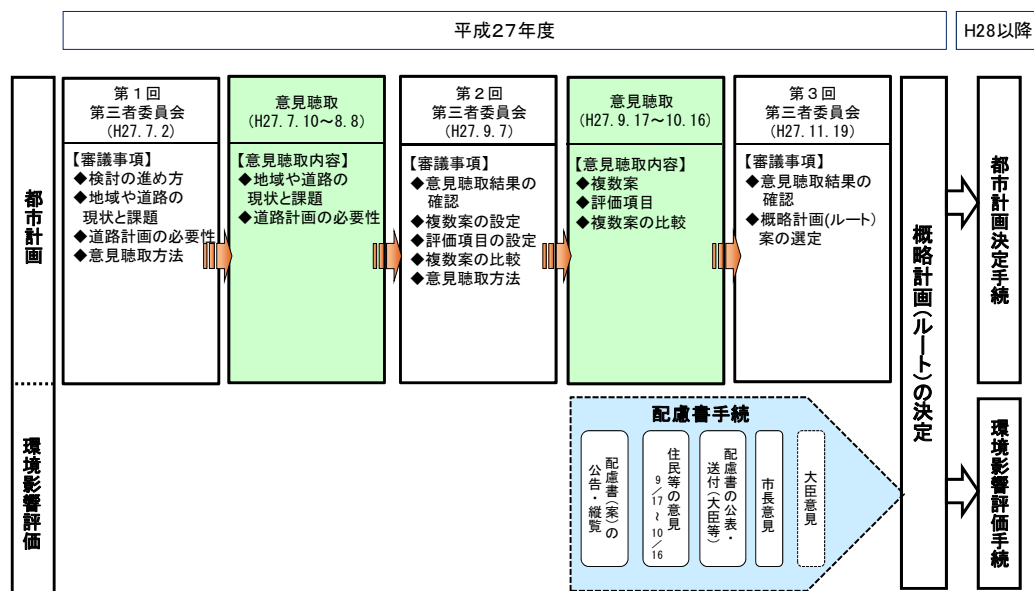


図 3.2-4 検討の流れ及び意見聴取の状況

第1回第三者委員会においては、検討の進め方、地域や道路の現状と課題、道路計画の必要性、市民等への意見聴取の方法について助言を受けた。

市民等への第1回意見聴取では、空港アクセスや周辺道路の課題と課題解決策の方向性についての意見を伺った。

これらの第三者委員会の助言、市民等の意見聴取の結果を踏まえ、複数案については、既存の都市高速道路の有効活用を前提とし、計画内容の合理性なども考慮し、既存の福岡高速3号線を国内線旅客ターミナル方面に延伸するとともに、豊ジャンクションにおいて、太宰府方面と国内線旅客ターミナル方面を繋ぐ渡り線を設ける図 3.2-5 に示す3案を設定した。

複数案		ルートの概要	
既存道路の活用案	案1（高架案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら、国道3号空港交差点を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港交差点について、高架橋で立体交差し、高さ制限と道路空間との離隔が殆どない。	延長約2 km 
	案2（トンネル案）	既存道路（空港通り）空間を活用しながら、国道3号空港交差点をトンネルで立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 国道3号空港交差点について、トンネルで立体交差し	
迂回案	案3（迂回案）	空港の高さ制限と道路空間との離隔を確保しながら、国道3号を高架橋で立体交差し、国内線旅客ターミナル方面へ延伸するルート 高架橋が空港から離れることで、案1と比べ、高さ制限と道路空間との離隔を確保できる	延長約2.5 km 

図 3.2-5 計画段階評価における複数案の位置図

第2回第三者委員会においては、複数案の設定、評価項目の設定、複数案の比較などについて提示し、「複数案の比較については、比較表を分かりやすい表現にするとともに、相対的な比較に努めること」「意見聴取については、配慮書の案を兼ねることが市民等に分かるよう明記すること」などの助言を受けた。

市民等への第2回意見聴取では、配慮書の案を兼ねて複数案を提示し、環境面も含め計画にあたって配慮すべき項目、環境の保全の見地からの意見などについて意見を伺った。

以上を踏まえ、複数案を設定し、環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果として配慮書を取りまとめた。

②計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

第3回第三者委員会において、「複数案の比較評価と市民等への意見聴取の結果等を踏まえ、案2（トンネル案）を有力案とする」との市の考えを提示し、「安全面，環境面，市民等の意見聴取の結果等を総合的に判断するとトンネル案を有力とすることは妥当である。」「トンネル案については，浸水対策及び工事に伴う周辺への影響を十分検討すること。」等の助言を受けた。

また，次のとおり，配慮書についての国土交通大臣の意見，関係する行政機関の長としての福岡市長の意見の送付を受けた。

- ・高架案(迂回案)の採用の可否に当たり，住居等保全対象への騒音や排気ガスの影響を回避・極力低減できるか慎重に検討すること。
 - ・トンネル案を採用する場合は，詳細なルート・構造の検討に当たり，地下水環境への影響に配慮すること。
- など。）

以上，複数案の比較評価，市民等の意見聴取の結果，第三者委員会の助言，配慮書についての国土交通大臣の意見等を総合的に判断し，当該道路の概略計画（ルート）を「案2（トンネル案）」に決定した。